

平成28年度決算総会

H28/4/27

議長団書記

s1220049 栗原 優輝

1.人数確認

今回の参加人数は62人だった

これは開催に必要な人数50人を満たすため定刻どおりに予算総会を開催した

また、議事の可決に必要な人数は41人である

2.開会宣言

省略

3.議事

a.前年度活動、会計報告

本題の前に

・弓道部の報告書について

報告書の内容自体は適切だと思われるが、会計が卒業してしまったために書類に会計の印鑑・署名が無い点が問題となっている

Q部は何に予算を使ったのか

A報告書を参照したが使用目的は不明である

Qそれなら部は予算を1円も使っていないのか

Aその認識であっている

<議決>賛成多数により可決

本題

学生会執行部

H27年度申請額 ¥254,564

H27年度決算額 ¥245,996

質疑応答はなし

<議決>賛成多数により可決

学園祭実行委員会

H27年度申請額 ¥5,310,078

H27年度決算額 ¥5,201,588

質疑応答はなし

<議決>賛成多数により可決

サークル自治会

H27年度申請額 ¥1,254,390

H27年度決算額 ¥1,019,429

質疑応答はなし

<議決>賛成多数により可決

a 議案は賛成多数により承認された

b.次期会計監査選出

立候補があった

佐藤さん、丸山さん

<議決>賛成多数により可決

b 議案は賛成多数により承認された

ここで、選挙管理委員長が6限の授業に出席していて不在となっていた

そのため次期学生会長選出と執行部提出議題の順序を入れ替えることとなった

c.執行部提出議題

この議題中のみ、臨時総会扱いとなった

なお、参加必要人数は冒頭に確認したので満たしている

c1.繰越金制度について

変更後

会計規定

・第14条「本予算の上限金額は繰越金を含めた850万円までとする。」

追加

会計規定

・第15条「総収入額が850万円を超えた場合には、超えた金額分を予備費として扱うこととする。」

・第16条「使用されなかった予備費は次年度の繰越金として扱われる。」

<議決>賛成多数により可決

補足説明

・今回からプール金を繰越金に含めるのかについて

c1 議題が可決後にこれについて議決をとることとする→可決したので質疑応答へ

Q プール金から使用する金額はいくらなのか、予算合計が850万円になるまで使用するのか

A その通り、予算が850万円に達するまで補填する形で使用する。

今回の場合は、現予算と850万円との差額200万円をH27年度の返却金で補填した後、残りをプール金で補填する。具体的にはプール金のうち165万程度使用する。

<議決>賛成多数により可決

c2.副会長・副議長団長の扱いの変更

変更後

執行部規定

・第7条「副会長は会長を補佐として、会長の権利の一部を有し、会長に事故、失踪等により会務の総理が不可能であった場合会務を代行する。」

議事団規定

・第7条「副議長団長は議長団長の補佐として、議長団長の任務および権利の一部を有する。また、議長団長が諸事情により予算、決算総会並びに予算編成委員会を開催できない場合には、副議長団長が議長団長の会務の一切を代行することができる。」

Q 議事団規定の変更後には「会務の一切を」の文言があるが、執行部規定の変更後は「会務を」としか無い。これに違いはあるのか

A 言葉のあやであり、特に違いはない

Q 副会長、副議長団長が有する権利の一部とは何か

A それぞれ会長、議長が指定した部分の権利のみである。そのため年度によって有する権利が変わる可能性があるが、問題はないと考える

<議決>両方とも賛成多数により可決

c3.前年度における会則変更の際の削除忘れについて

変更後

会計規定

・第3条「学生会則第2章第4条に定める会員は会費1万円を納めなければならない。」

<議決>賛成多数により可決

ここで執行部提出議題がすべて可決されたが、時刻は19時5分だった
選挙管理委員長を待つため6限終了の19時40分まで休憩となった

d.次期学生会長選出

立候補

阿部さん

ただし、これについては予算総会にて議決をとるためこの場では議決はとらなかった

4.議事確認

以上の通り議事はすべて可決された

5.閉会宣言

省略

以上